

平成31年度に向けた入札・契約制度の改善について

1 建設業退職金共済制度の掛金収納書の提出範囲の拡大

建設業退職金共済制度の掛金収納書の提出については、東京都工事標準仕様書に基づき契約金額が2,000万円以上の場合提出を義務付けていた。平成30年4月に土木工事標準仕様書が改定され、金額にかかわらず提出を義務付けることとされた。建築工事についても土木工事と同様の内容に読み替えるよう改定されたことが確認できたため、本区においても、金額にかかわらず提出を求めることとする。

2 事務の効率化

人口増等による施設需要の高まりや既存施設の多くが大規模改修工事の時期を迎えていることから建設工事の件数が増加している。また、平成25年以降毎年労務単価の改定が行われたことにより工事価格が上昇している。そのため、事務の効率化を図るため規定を見直す。

- (1) 指名業者選定等委員会の付議案件が増加し、契約締結に要する日数が増えることで主管課の起案（起工）スケジュールを厳しくさせていることから、工事の制限付き一般競争入札の入札参加条件に関する指名業者選定等委員会への付議を現行の予定価格6,000万円以上から区長の決裁事案である9,000万円以上に引き上げる。
（中央区指名業者選定等委員会規則（昭和43年規則第21号）の改正）
- (2) 長期継続契約の実施から10年以上経過し運用が安定していることから、長期継続契約締結時の指名業者選定等委員会への付議を原則廃止し、規則第2条第1項第3号または第2項第7号の規定により新たに実施する場合のみ付議することとする。
（中央区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成18年規則第87号）の改正）